

第2条 大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱（平成24年7月20日）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(許可の事業に係る変更)</p> <p>第5条 規則第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した第17号様式による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(押印の省略)</p> <p>第25条 申請者は、規則及びこの要綱の規定に基づく申請等を、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムを使用する方法により行う場合は、書面に代えて作成された電磁的記録への押印を省略することができる。</p> | <p>(許可の事業に係る変更)</p> <p>第5条 規則第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した第17-1号様式による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大阪市行政オンラインシステムを使用して変更の届出を行う場合には、規則第15条第1項第5号及び同項第8号に掲げる事項の届出書の様式は、第17-2号様式とする。</p> <p>3 第1項及び前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(大阪市行政オンラインシステムを使用した変更の届出等に係るセキュリティコード)</p> <p>第25条 担当課は、規則及びこの要綱の規定により大阪市行政オンラインシステムを使用して変更の届出等を行おうとする許可業者に対し、電子申請に必要なセキュリティコード(第38号様式)を交付する。</p> <p>2 前項に規定するセキュリティコードを紛失し、滅失し、き損し、又は破損した場合は、セキュリティコード再交付申請書(第39号様式)により申し込むものとする。</p> |

第17号様式

許可番号

□□□□ □□□□

記載事項変更届出書

年 月 日

大阪市長 様

氏 名

実印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名 個人にあっては屋号及び氏名)

年 月 日付け一般廃棄物 収集運搬業 処分業 許可を受けた
事項を次のとおり変更しましたので、大阪市廃棄物の減量推進
及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条 第1項
第3項
の規定により関係書類等を添えて届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

3 理 由

| 番 号 | 終了日 | 届出日 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 係員 | 受 付 担当者 |
|-----|-----|-----|----|------|----|----|------------|
| 届出 | / | / | | | | | |

第17-1号様式

許可番号

□□□□ □□□□

記載事項変更届出書

年 月 日

大阪市長 様

氏 名

実印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名 個人にあっては屋号及び氏名)

年 月 日付け一般廃棄物 収集運搬業 処分業 許可を受けた
事項を次のとおり変更しましたので、大阪市廃棄物の減量推進
及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条 第1項
第3項
の規定により関係書類等を添えて届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

3 理 由

| 番 号 | 終了日 | 届出日 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 係員 | 受 付 担当者 |
|-----|-----|-----|----|------|----|----|------------|
| 届出 | / | / | | | | | |

第 17-2 号様式 削除

第17-2号様式（電子申請用）

許可番号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

記載事項変更届出書

年 月 日

大阪市長 様

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名 個人にあっては屋号及び氏名）

年 月 日付け一般廃棄物 収集運搬業 許可を受けた
処 分 業
 事項を次のとおり変更しましたので、大阪市廃棄物の減量推進
 及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第20条 第1項
 第3項
 の規定により関係書類等を添えて届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

3 理 由

| 番 号 | 終了日 | 届出日 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 係員 | 受 付 担当者 |
|-----|-----|-----|----|------|----|----|------------|
| 届出 | / | / | | | | | |

第 38 号様式 削除

第 38 号様式

年 月 日

許可番号

許可業者名

セキュリティコード

有効期間： 年 月 日～ 年 月 日

※本書は、大切に保管して下さい。

※セキュリティコードを紛失等した際は、速やかに
一般廃棄物指導課まで連絡して下さい。

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課

第 39 号様式 削除

第 39 号様式

セキュリティコード再交付申請書

年 月 日

大阪市長 様

許可番号 -

氏 名 実印

(個人にあっては名称及び代表者の氏名 個人にあっては照号及び氏名)

このたびセキュリティコードを

したので再交付を申請します。

記

○理 由

| | |
|----|-----|
| 番号 | 受付 |
| 届出 | 担当者 |
| | |

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。